

○中国地方整備局告示第69号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成21年5月15日

中国地方整備局長 藤田 武彦

第1 起業者の名称 島根県

第2 事業の種類 一般国道431号道路改築工事（川津バイパス（島根県松江市坂本町字馬喰労座地内から同市福原町字東前田地内まで））

第3 起業地

1 収用の部分 島根県松江市坂本町字馬喰労座並びに川原町字萩原並びに福原町字竹崎、字七本松、字松ノ前及び字東前田地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、島根県松江市西川津町地内を起点とし、同市野原町字礫岩地内を終点とする延長8,100mを全体計画区間とする「一般国道431号改築工事（川津バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得の完了している部分を除いた上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる国道に関する工事であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、一般国道431号（以下「本路線」という。）における島根県松江市坂本町字馬喰労座地内から同市福原町字東前田地内までの延長1,040mの区間（以下「申請起業地区間」という。）に係る改築工事であるところ、本路線は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）（以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は改正法附則第3項に基づく一般国道の改築工事であると認められる。また、道路法第13条第1項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けた一般国道でないこと及び本件区間の存する区域が島根県であることから、島根県が管理を行うものである。

よって、島根県は本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本件事業は、申請起業地区間を対象として道路構造令（昭和45年政令第320号）

に基づく第3種第2級の規格に基づき、バイパス方式により、幅員22.75mとし、車道と歩道を分離した4車線道路を整備するものである。

本路線は、島根県出雲市大島町の一般国道9号との交差点を起点とし、出雲市、松江市、鳥取県境港市、米子市及び西伯郡日吉津村を經由して米子市の中国横断自動車道岡山米子線(米子自動車道)との接続地点を終点とする延長96.6km(島根県側74.4km、鳥取県側22.2km)の幹線道路である。

本路線のうち島根県内においては、一般国道9号を補完し、県境を越えた地域相互の連携強化を図る上で重要な路線であり、沿線市町村の経済活動の基盤となる道路として、また、通勤通学、生活物資の補給等地域住民の生活道路として宍道湖、中海の北側を縦走する唯一の幹線道路であり、出雲・松江地方の大動脈として重要な役割を担っている。

しかし、島根県松江市学南2丁目地内から同市野原町字礫岩地内までの延長8,700mの区間は、車道幅員5.5mで大型車両の離合が困難な箇所があるうえ、一部歩道がなく自動車と歩行者が交錯しているため、円滑かつ安全な通行が著しく損なわれ非常に危険な状況である。

本事業の施行により、車道幅員13.0mの4車線道路及び自転車歩行者道幅員3.0mを両側に設置することで、自転車歩行者道と車道が分離されることにより、円滑で安全な自動車交通及び歩行者等の安全を確保することができるとともに、幹線道路として、通勤通学、生活物資の補給等地域経済の一層の推進が期待でき、地域の経済産業の発展に寄与することになる。

なお、本事業による生活環境に及ぼす影響については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等の対象事業となっていないが、大気汚染、騒音、振動の影響について起業者が任意に検討したところ、それぞれの要請限度を満足するものと評価されている。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

全体計画区間内において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づく動植物について、起業者が既存文献の調査等を行った結果、「しまねレッドデータブック-島根県の保護上重要な野生動植物-(2004年-改訂-島根県)」に示された要保護種及び要注意種の生息等は確認されていないが、申請起業区間内の主要な河川地域について、環境省レッドデータブック(平成12年から平成18年)に記載されている絶滅危惧種が確認された。しかし、環境に配慮した護岸型式を採用することにより自然環境に与える影響は小さいものと考えられている。

また、全体計画区間内における文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地等については、既に島根県埋蔵文化財調査センターによる調査が完了し、記録保存されている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

全体計画は、本路線のうちバイパス方式で改築する区間であり、車両及び歩行者の円滑かつ安全な交通を確保し、幹線道路としての機能を十分に発揮させることを

目的として、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件事業の起点については、一般国道485号交差点から区画整理事業と合わせて整備された区間の終点である松江市西川津町地内に決定された。また終点については、松江市本庄町の人家連担地区を抜けた中海沿いの本路線現道に接続する地点である松江市野原町字礪岩地内に決定された。

次に、本件事業の路線の選定にあたっては、「取得必要面積及び支障物件」、「事業効果の早期発現」、「現道を利用している既存集落の利便性」、「新道沿線の土地利用」、「工事の施工性」、「工事の経済性」、「工事後の管理面」、「道路線形」を考慮し、次の3案を比較検討した上、決定されたものである。

第1案は、工事の施工性、事業効果の早期発現を重視した現道拡幅案である。

この案によると、事業効果の早期発現、現道を利用している既存集落の利便性、工事後の管理面及び縦断線形など優れるものもあるが、工事の施工性、工事の経済性及び平面線形など問題点も多い。また、多くの家屋移転が生じ、新道沿線に与える影響が大きいことから妥当な案とはいえない。

第2案は、走行性、工事の施工性を重視したバイパス案である。

この案によると、支障物件が少なく、平面線形が優れて、通過交通の所要時間短縮が図れる案である。しかし、取得必要面積が最も多く、また、現道を利用している既存集落の利便性、事業効果の早期発現、工事の経済性、工事後の管理面及び縦断線形に問題点が多く、土地の有効利用に寄与するものとはいえず妥当な案とはいえない。

申請案である第3案は、住宅密集地を極力避け、工事の施工性、事業効果の早期発現及び土地の有効利用を図ることを目的とした現道拡幅併用バイパス案である。

この案によると、取得必要面積は若干多いものの、現道を利用している既存集落の利便性、事業効果の早期発現、工事の施工性、工事の経済性及び工事後の管理面等、優れている面が多い。また、将来的な土地の有効利用に寄与するバイパスとして最適かつ現実的な案である。

以上、3案について、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、第3案（申請案）が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現在の交通状況は、3(1)で述べたように、全体計画区間の現道は、車道幅員5.5mで大型車両の離合が困難な箇所があるうえ、一部歩道がなく自動車と歩行者が交錯しているため、円滑かつ安全な通行が著しく損なわれ非常に危険な状況である。また、申請起業地区間は、人家連担地区で通勤・通学路となっているが、歩道幅員の大部分は1.0mから1.5mと狭く片側にしか設置されていないため、登下校する生徒等、

自転車歩行者の安全性が著しく損なわれており、非常に危険な状況である。さらに、本件事業は、松江市以西と七類港、境港及び米子空港等を結ぶ物流の輸送路の役割を担っており、地域住民の生活道路と兼ね合わせた位置付けとなっている。

また、本路線は「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」において第1次緊急輸送道路として認定されている。さらに、松江市より早期整備の要望が提出されている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 島根県松江市役所